平成２８年（フ）第１５８１号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目243－１　ＬＲスカイ　ザ・テラス508
債務者　木下由紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５９７号
東京都板橋区高島平２丁目26－３－412
債務者　加々美志保
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０５号
東京都足立区鹿浜４丁目28－12－105
債務者　丸山　一枝
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０７号
東京都葛飾区宝町１丁目４－８－202
債務者　濱邊　正恵（旧姓伊藤・大夛賀）
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６１０号
東京都日野市多摩平７丁目18－24
債務者　平井奈津子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６１５号
東京都世田谷区上馬５丁目16－19－203
債務者　須釜　幸一
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２０号
東京都豊島区南長崎４丁目41－１　サンシールＫ202
債務者　阿部　進一
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６４７号
東京都豊島区池袋３丁目26－20－202
債務者　外山　　裕
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６４８号
東京都世田谷区代田５丁目26－10　シャトーハイツＡ－１
債務者　藤川　浩子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５０号
神奈川県川崎市麻生区岡上３－３－102
債務者　山下　裕嗣
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５３号
東京都大田区仲六郷１丁目28－９
債務者　沼田　　齊
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５７号
東京都西東京市田無町３丁目10－15－401
債務者　新田　弘子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９号
沖縄県沖縄市知花１丁目23番10号
債務者　齋藤　文則
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第９１０２号
東京都江戸川区中央２丁目14番11号
破産者　有限会社桃屋青果
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２９号
東京都国分寺市日吉町１丁目45－１　アメニティコウヤマ第２ガーデン106、開始決定時の住所東京都国分寺市日吉町３丁目６－４第２スカイハイツ日吉103
破産者　照井　政信
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部